

産業廃棄物税制度の検証について（概要）

- 循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策の財源確保を目的とし、平成 14 年 4 月に三重県産業廃棄物税条例を施行。
- 本制度については、5 年ごとに制度等の検証を行っており、これまでの成果や課題、社会情勢の変化と技術の進展を踏まえ、三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果を令和 4 年 3 月に取りまとめました。
- 本検証結果の内容をふまえた改正条例を令和 4 年 6 月に公布し、令和 5 年 4 月（一部令和 5 年 1 月）より施行する予定です。

税制度導入前 (H12 年頃) の課題

- 県内企業の産業廃棄物の排出抑制や再生等の取組促進。
- 産業基盤である管理型最終処分場の円滑な確保。
- 不法投棄等不適正処理の多発
- 施策を実施する財源の確保



産業廃棄物の処理状況と成果

○発生抑制及び再生の推進

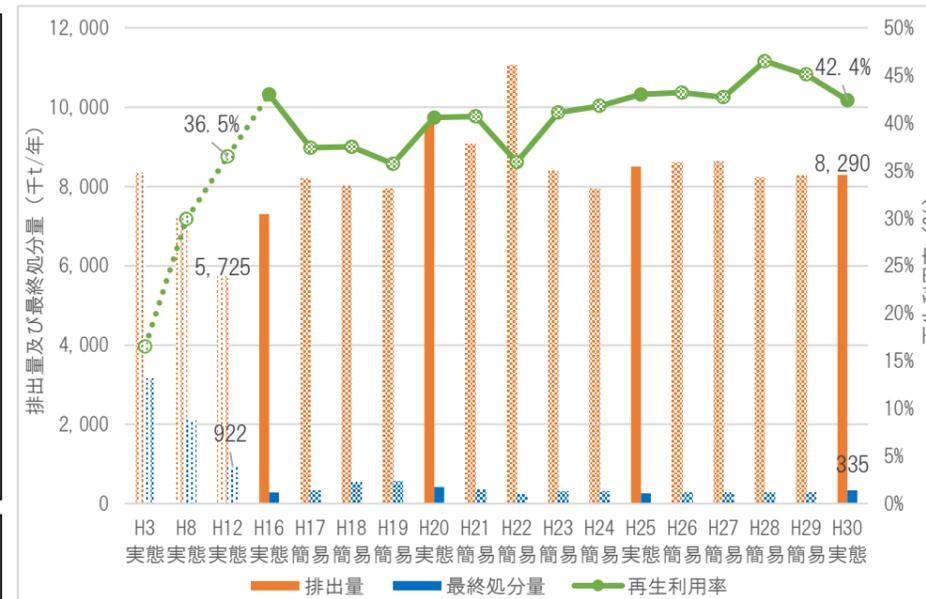
排出量 排出量は社会経済情勢の影響を受け変動
 再生利用率 36.5%(H12) ▶ 42.4%(H30)
 最終処分量 922 千 t(H12) ▶ 335 千 t(H30)
 再生利用の促進、最終処分量の削減について一定効果を発揮。
 直近の 5 年間は、その効果を維持。

○適正処理の推進

残余年数 3 年(H12) ▶ 12 年(H30)
 県内処理量 229 万 t(H16) ▶ 405 万 t(H30)
 不法投案件数 27 件(H15) ▶ 6~13 件(H28~R2)
 管理型最終処分場の残余容量については危機的な状況を脱し、不法投棄は減少したが後を絶たない状況。

税収等

税収は 4~5 億円。執行額は 2~3 億円。基金積立額は 20.0 億円。



資源循環に関する社会情勢の変化

- 資源循環に対する社会的要請の高まり。
 - ・環境・経済・社会の統合的向上
 - ・食品ロス削減推進法施行
 - ・プラスチック資源循環促進法成立
- 適正処理に向けた規制強化。
 - ・廃棄物処理法改正
 - ・三重県産業廃棄物条例改正
- 脱炭素化に向けた施策の重要性の高まり。
 - ・地球温暖化対策推進法改正
 - ・地域脱炭素ロードマップ

税制度の課題

- 資源循環に関する社会的課題への対応（第 1 条関係）
新たに資源循環の質の向上や地球温暖化対策をはじめとする様々な社会的課題に資する資源循環を促進。
- 減量の推進（第 7 条関係）
中間処理施設のうち、技術が確立し減量化が認められる処理施設について、処理係数に係る施設区分の項目を追加。
- 再生の推進（第 8 条関係）
再生施設の認定において、個別に申請することなく認める施設について対象を拡大。
- 再生可能エネルギーの回収（第 8 条関係）
食品廃棄物等からメタン発酵により再生可能エネルギーを回収する施設は、地球温暖化対策にも資することから普及促進（焼却施設は除く）。
- 使途事業（第 19 条関係）
循環型社会構築に向けた施策の推進。

使途事業

- ・資源循環に係る様々な社会的課題の解決に資する取組の推進
- ・環境負荷の低減等に向けた支援等事業を充実
- ・地球温暖化対策等にも資する資源循環に向け使途の範囲を拡大

項目	税条例の概要（現行制度）	税条例改正の方向性																						
1 課税の根拠（第 1 条）	地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物税を課する。	「再生」を「循環的な利用」に変更																						
2 納税義務者（第 4 条）	産業廃棄物を排出する事業者（県内・県外を問わず）	—																						
3 課税対象（第 4 条）	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	—																						
4 課税標準（第 7 条、第 8 条）	① 最終処分場への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量 ② 中間処理施設への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量に <u>一定の処理係数</u> （産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数）を乗じて得た重量（参考）中間処理施設の処理係数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th> <th>処理係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一 焼却施設又は脱水施設</td><td>0. 1</td></tr> <tr><td>二 乾燥施設又は中和施設</td><td>0. 3</td></tr> <tr><td>三 油水分離施設</td><td>0. 2</td></tr> <tr><td>四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設</td><td>1. 0</td></tr> </tbody> </table> ③ 再生施設への搬入の場合：課税免除 ※再生施設：次のいずれかの中間処理施設（規則第 7 条） ○処理業者の申出に基づき、再生率が 0. 9 以上と認定した施設 ○がれき類を破砕する施設 <u>（※）個別申請不要の再生施設</u>	施設の区分	処理係数	一 焼却施設又は脱水施設	0. 1	二 乾燥施設又は中和施設	0. 3	三 油水分離施設	0. 2	四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	1. 0	① — ② <u>処理係数に係る施設区分の項目の追加</u> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">検証結果（案）</th> <th colspan="2">検証結果（最終案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発酵施設 又は 炭化施設</td> <td>0. 6</td> <td>メタン 発酵施設</td> <td>0. 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>炭化施設</td> <td>0. 4</td> </tr> </tbody> </table> ③ <u>個別申請不要の対象施設の追加</u> 木くずの破砕施設 発酵施設（メタン発酵施設を除く） <u>再生可能エネルギー回収施設の追加</u> メタン発酵施設：107Nm ³ /トン以上 （メタンガス濃度 50%換算）	検証結果（案）		検証結果（最終案）		発酵施設 又は 炭化施設	0. 6	メタン 発酵施設	0. 2			炭化施設	0. 4
施設の区分	処理係数																							
一 焼却施設又は脱水施設	0. 1																							
二 乾燥施設又は中和施設	0. 3																							
三 油水分離施設	0. 2																							
四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	1. 0																							
検証結果（案）		検証結果（最終案）																						
発酵施設 又は 炭化施設	0. 6	メタン 発酵施設	0. 2																					
		炭化施設	0. 4																					
5 税率（第 9 条）	1 トンにつき 1,000 円	—																						
6 免税点（第 10 条）	課税標準量が 1,000 トン	—																						
7 徴収方法（第 11 条、第 12 条）	申告納付（課税期間終了から 7 月末まで）	—																						
8 使途（第 19 条）	産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てる。	「再生」を「循環的な利用」に変更																						